

「日本はひとつ」しごとプロジェクト フェーズ1（第1段階）

～日本中が一つとなって、あなたのしごと暮らしを支えます～（被災者等就労支援・雇用創出推進会議第1段階とりまとめ）

- ① 復旧事業などによる被災した方々への就労機会の創出、被災地企業、資材の活用
- ② 被災した方々や地元の意向を十分踏まえつつ、希望する被災者が被災地以外の地域に就労可能にしていくこと
- ③ により、被災した方々のしごと暮らしを、いわば日本中が一つとなって支えていく。

2. 三面の緊急会合

復旧事業等による確実な雇用創出

○復旧事業の推進

- ・インフラ復旧、がれきの撤去、仮設住宅の建設
被災住宅の補修・再建

○重点分野雇用創造事業と緊急雇用創出事業の拡充

- ・「震災対応分野」を重点分野雇用創造事業の対象に追加
- ・雇用期間の1年の制限を廃止

○地元優先雇用への取組

- ・当面の復旧事業における地域の建設企業の受注確保を推進
- ・ハローワークへの復旧事業の求人提出を民間事業者に要請
- ・被災離職者を対象にした雇入れ助成金によるペナセントティ付与

被災した方々とじごとのマッチング体制の構築

(1) 被災地におけるマッチング機能強化

○「日本はひとつ」と協議会の創設

- ・都道府県労働局が中心となり、自治体、国の出先機関、関係団体による協議会を都道府県単位で設置

○「日本はひとつ」ハローワーク機能の拡大

- ・避難所へのきめ細かな出張相談
- ・農林漁業者、自営業者に対する支援
- ・職業訓練の機動的な拡充・実施

○被災地域の就労支援等

- ・被災者向けの合同企業説明会の開催
- ・業界団体等に要請し、被災者の受入に積極的な企業を発掘
- ・被災地以外におけるマッチング機能強化

○新卒者の内定取消しの防止等

- ・被災新卒者内定取消し防止作戦の実施
- ・奨励金の拡充による被災学生などの就職支援
- ・重难点分野雇用創造事業等を活用した自治体による雇用
- ・被災地域の新卒者等を雇用する企業の発掘・公表

○解雇・雇止め・派遣切りへの対応

3. 初歩的な情報による被災者の方々への確実な周知

「日本はひとつ」ハローワーク・プロジェクトイメージ ～日本中がひとつになって、あなたのしごとと暮らしを支えます～

「被災者支援」「屋根創出・住まい議論会議」「扶助金申請の周知」

内需の周知

被災地

・地元優先雇用
への取組

発注

- 被災住宅の補修・再建
- 仮設住宅の建設
- がれきの除去
- インフラ復旧

支援パッケージの周知
**農協・漁協
商工会議所等**

産業振興・経営支援

「日本はひとつ」 しごと協議会

・労働局
・自治体
・国出先機関
・関係団体

※緊急災害対策本部など
既存のスキームの活用可

インフラ等整備
情報の共有

被災地の
事業主

「日本はひとつ」ハローワーク
特別相談窓口

「日本はひとつ」 ハローワーク

地元の方の
職業紹介
求人開拓

出張相談・情報提供
職業訓練

ニーズ把握

仕事を探ししている 被災者

※被災求職者の遠隔地
後の転居に対する支援
(職業転換奨励金)

被災地以外

協力要請

後継者不足の事業所
人手不足の事業所

把握

社宅・寮付
求人開拓

ニーズ把握

「日本はひとつ」 しごと協議会

・労働局
・自治体
・国出先機関
・関係団体

「日本はひとつ」 ハローワーク

生活情報
職業紹介
出張相談

出張相談・情報提供
職業訓練

ニーズ把握

「日本はひとつ」 ハローワーク

「日本はひとつ」ハローワーク
特別相談窓口

「日本はひとつ」してプロジェクト フェーズ2（第2段階）

～日本中が一つとなって、あなたのしごとと暮らしを支えます～（被災者等就労支援・雇用創出推進会議第2段階とりまとめ）

総合監修
内閣府・法務省・厚生労働省等による検討会議

平成23年4月27日

復旧事業等による確実な雇用創出

（2兆5,440億円）

雇用創出効果 20万人

⑤復旧事業の推進

・公共土木施設等（河川、海岸、道路、港湾、下水道等）、空港、公営住宅、水道、工芸用水道、廃棄物処理施設等の災害復旧・災害公営住宅等の整備・公共交通施設等の補修工事

- ・農地・農業用施設、海岸林・林地、漁港・漁船・養殖施設等の復旧支援
- ・医療、介護、児童、障害等施設、職業能力開発施設等の災害復旧
- ・学校施設等の行政機能の応急の復旧
- ・市町村の消防施設等の復旧
- ・仮設住宅の建設等
- ・災害廃棄物（がれき等）の処理

被災した方々の新たな就職に向けた支援

（158億円）雇用下支え効果 6万人

⑥被災した方を雇い入れる企業への助成の拡充

・被災した離職者を雇入れ助成金（特定求職者雇用開発助成金）の助成対象に追加

○職業訓練の拡充

- ・建設関連分野をはじめとした公共職業訓練を拡充
- ・被災した離職者や在職者訓練の受講料等を免除
- ・学卒者訓練の受講料等を免除

○復旧工事災害防止対策の徹底

- ・避難所への出張相談と被災者のニーズに応じて対応した求人開拓
- ・ハローワークの出張職業相談の強化、求人開拓推進員の増員

○広域に就職活動を行う方への支援

- ・被災地以外での面接費用や転居費用の予算を増額
- ・被災地における新規学卒者等への就職支援

⑦雇用創出基金事業の拡充

・重点分野雇用創造事業の基金を積み増して拡充

被災した方々の雇用の維持・生活の安定（1兆7,369億円）雇用下支え効果 43万人）

⑧雇用調整助成金の拡充

- ・特例対象期間（1年間）中に開始した休業を最大300日間助成金の対象
- ・暫定措置（被保険者期間6か月未満の方を対象）を延長

- 各種保険料等の免除等
- ・医療保険、介護保険、労働保険、厚生年金保険等の保険料等の免除等

⑨中小企業者、農林漁業者、生活衛生関係営業者等の経営再建支援

⑩雇用保険の延長給付の拡充

- ・雇用保険の給付日数を、現行の個別延長給付（60日）に加え、更に延長

- 未払賃金立替払の請求促進・迅速な支払予算の増額、申請手続きの簡略化

フェーズ2の雇用創出効果
総額 4兆2,966億円

雇用下支え効果

雇用創出効果 20万人程度

雇用の下支え効果 150万人強

雇用保険

東日本大震災における緊急の雇用労働対策について

平成23年5月9日(月)

○ 震災被害者への失業手当への特例支給

- ・休業・・・事業所への直接被害により休業となり、賃金が支払われない場合、実際に離職していない場合、一時離職・災害救助法指定地域所在の事業所の従業員が、一時的に離職を余儀なくされ、事業再開後の再雇用が予定されている場合であっても、失業手当が受給可能。

○ 手続きの特例

- ・住居地を管轄するハローワークに来所できないときは、全国のハローワークでの失業給付の受給手続きを行ふことが可能。
確認書類が無い場合も、本人の申し出等により手続きを行ふことが可能。

○ 延長給付の拡充

- ・現行の個別延長給付（原則60日分）に加えて、更に60日分を延長する特例措置を実施。（第1次補正予算：2、941億円）
<実績>岩手、宮城、福島労働局における相談件数：約43,500件（4月26日現在）

○ 岩手、宮城、福島労働局における受給資格決定件数

職業紹介

○ ハローワークが全國ネットワークを活用し、次のような職業紹介を実施

- (1) 被災者ニーズの把握 ~ 避難所等におけるアンケート等により就職ニーズを把握
- (2) 出張相談の実施 ~ ハローワークから避難所等へ出向き、職業相談、雇用保険の手続きの相談等、労働相談、メンタルヘルス相談等を実施
- (3) 被災者の雇い入れを行う求人の確保 ~ 全国の大手ハローワークにおいて多様な就業形態の求人※を確保
※ 即時就労可能な求人、社宅付き求人、シルバーパート人材センター等
- (4) 広域職業紹介の実施 ~ 全国の求人情報が検索できるシステムによる広域的な職業紹介の実施。職業転換支援付金制度（「広域求職活動費（面接旅費）」「移転費（転居費）」の支給）の活用
- (5) 東北の被災者のため、大都市圏等において合同求人面接会を開催
<実績>被災者対象求人 10,945件、33,029人 復興関係求人282件、2,753人（5月6日現在）

雇用関係助成金等

【雇用調整助成金】（第1次補正予算：7,269億円）

- 特例の適用
 - ・ 青森、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、千葉、新潟、長野の各県のうち災害救助法適用地域に所在する事業所の事業主（以下①～⑤の特例）
 - ・ 上記9県に所在する事業所等と一定規模以上（助成金を受けようとする事業所の総事業量等の3分の1以上）の経済的関係を有する事業所の事業主【被災地関連事業主】（以下①、②、④、⑤の特例）
 - ・ 被災地関連事業主と一定規模以上（助成金を受けようとする事業所の総事業量等の2分の1以上）の経済的関係を有する事業所の事業主【2次下請等事業主】（以下①、②、④、⑤の特例）

- （特例の内容）
 - ① 最近3か月としている生産量等の確認期間を最近1か月に短縮
 - ② 災後1か月の生産量、売上高等がその直前の1か月又は前年同期と比べ5%以上減少する見込みの事業所も対象に。（平成23年6月16日まで）
 - ③ 事前に届け出る必要のある計画届の事後提出を可能に（平成23年6月16日まで）
 - ④ 特例の支給対象期間（1年間）においては、これまでの支給日数にかかわらず、最大300日の受給を可能とし、特例終了後の受給可能な日数に影響しない。
 - ⑤ 被保険者期間が6か月末満の者も雇用調整助成金の対象となる。

○ 手続きの簡素化

- ・ 申立書等による申請書類の代替を認めるなどができる限り手続きを簡素化
- 岩手、宮城、福島の震災に係る雇用調整助成金関係の相談件数（3月28日～5月1日）
 - <実績> 17,736件（速報値であり、今後変更の可能性がある。）

【特定求職者雇用開発助成金（被災者雇用開発助成金）】（第1次補正予算：63億円）

- 被災離職者及び被災地域に居住する求職者の方を、ハローワーク等の紹介により、継続して1年以上雇用することが見込まれる労働者として雇い入れる事業主に対して、助成金を支給する。

【実習型雇用支援事業】

- 被災地の企業において、被災地居住のフリーターや被災地事業所の離職者を雇用する場合に、本事業の対象とする。
 - ・ トライアル雇用1人につき月額10万円（最大6か月）・その後正規雇用化6か月ごとに50万円（2回）

雇用創出基金事業

- 東日本大震災により仕事を失わされた方々の雇用の場を早急に確保するため、重点分野雇用創出事業等の雇用創出のための基金事業について、実施要件の緩和に加えて、さらに基盤の積み増しにより、「震災対応事業」として、被災した失業者の雇用機会を創出する事業を実施。
(第1次補正予算：500億円)

◆ 事業概要

【事業例】

- ・ 避難所や被災地域の治安確保のためのパトロールを行う事業
- ・ 避難所での子どもの一時預かり、高齢者宅の片付け支援を行つ事業
- ・ 被災地域の環境美化、まちづくりのための植栽を行う事業

◆ 実施要件

- 「震災対応事業」で実施する事業は、原則として、被災求職者を雇用。
- 事業費に占める新規に雇用される被災求職者的人件費割合は1／2以上。
- 雇用期間の複数回更新を可能とする。

＜全国での計画状況＞
約14,000人分の雇用が創出される見込み。(5月9日時点)

＜岩手県＞

・県と市町村の事業で60億円、5,000人の雇用予定(県で450人、市町村で3,500人、民間企業・団体で1,050人)。役所の事務作業のほか、がれきの片付け、流失した漁具の収集などをを行う。

＜宮城県＞

・県と市町村が、臨時職員として1,000人の雇用予定。被災地のパトロール、避難所での高齢者の見守り、がれきの仕分け等を行う。
・沿岸部の15市町に配分済みの25億円で最大3,000人雇用予定。

＜福島県＞

・県と市町村が、臨時職員として5億6,000万円、900人の雇用予定。空間線量モニタリング、地域安全パトロール事業などを行う。

・当初予定の事業計画の組み替え等により、2,100人以上雇用予定。

新卒者

- 新入社員を当面の間、休業させる場合の雇用調整助成金の適用
- 「雇用保険被保険者期間6か月以上」要件の適用除外を活用。被災地は7月以降も延長)
- ・ 全国的新卒応援ハローワーク等に「学生等震災特別相談窓口」等を設置（3月28日）
- ・ 学生・生徒・教師等からの相談状況（3月11日～4月17日）
- ・ 採用内定取消しなどに關する事業主からの通知件数（3月11日～4月20日）
 - 内定取消し：全国281人（うち岩手県49人、宮城県43人、福島県63人、東京都74人）
 - 入職時期限下げ：全国1,739人（うち岩手県129人、宮城県227人、福島県281人、東京都535人）
- ハローワーク紹介により、「被災地」の卒業後3年以内既卒者を採用する事業主に対する奨励金について、支給金額の増額・要件緩和を実施。（4月6日）
 - ジョブセンターを100人増員し、被災者向けの求人開拓、学校や避難所での出張相談や就職までの継続した個別支援、被災学生等を積極的に採用する企業による「被災学生等支援就職面接会」を開催。（第1次補正予算：15億円）

雇用促進住宅

○雇用促進住宅の提供可能戸数（5月5日現在）

県	提供可能戸数(戸)	入居決定戸数(戸)
岩手県	1,884	403
宮城県	554	241
福島県	315	422
3県以外	35,740	1,638
全国計	38,493	2,704

注1：提供可能戸数は、被災者が利用することのできる戸数であるが、入居前に原則2～3週間程度の修繕工事を要する場合がある。

なお、即入居できる戸数は、岩手154戸、宮城46戸、福島23戸を含め、全国で12,720戸あります。この他に市町村災害対策本部等が被災者の受入のために住宅を利用することの申入れを行い、確保している戸数が3,765戸ある。)

注2：入居決定戸数は、入居先が決定した戸数(既に入居したもの)を含む。)

注3：公営住宅等の延べ提供可能戸数は、公営住宅等：約22,000戸、UR賃貸住宅：約5,100戸となっている（国土交通省住宅局（4月18日時点））。

○雇用促進住宅の提供の取組

- ・ 緊急避難の方々に一時入居として提供、自治体からの要望に応じ緊急避難場所として活用

- ・ 一次入居については、①家賃、敷金、駐車場は無料、②入居期限は、6か月ごとに最長2年（平成25年3月末日）まで更新可能



福島から平素の住宅に避難した家族

「日本はひとつ」ハローワークプロジェクト・地元優先雇用への取り組み

<「日本はひとつ」ハローワークプロジェクト>

(1) 「日本はひとつ」しごと協議会の創設

都道府県労働局が中心となり、自治体、国との出先機関、関係団体による協議会を都道府県単位で全国に設置。以下を含意し推進。

- ・復旧事業の受注企業等の情報収集やとりまとめ
- ・被災した方々、被災地の企業、資材の優先的な雇用・活用
- ・復旧事業の求人や被災した方向けの求人のハローワークへの提出

(2) 「日本はひとつ」ハローワーク機能の拡大

- ・様々な機関とのネットワークの構築
- ・農林漁業者、自営業者などの就業機会の確保
- ・職業訓練の機動的な拡充・実施
- ・地域職業紹介の実施
- ・避難所へのきめ細かな出張相談
- ・被災地以外の住居の確保・地元生活情報の提供

<地元優先雇用への取り組み>

- 当面の復旧事業については、適切な地域要件の設定等により、地域の建設企業の受注の確保を推進する（地方公共団体についても同様の取組を求める）
- 復旧事業等の求人をハローワークに提出するよう民間事業者に求める
- 重点分野雇用創造事業の「震災対応分野」として行う事業については、被災した方々を雇用などにより、地元の被災した方々の雇用を確保。

雇用問題への配慮に関する経済団体への要請

- 震災に係る雇用問題に対し配慮頂くよう、日本経団連、全国中小企業団体中央会及び日本商工会議所に対し、大臣から①雇用調整助成金を活用した従業員の雇用の維持、②被災地外での就職も含めた求人の積極的な申込、などを直接要請（4月11日、4月15日）

民間の人材ビジネス事業者による被災された方への就職支援

- 民間職業紹介会社等が避難所等で被災者に対して職業紹介を容易に実施できるよう要件を緩和。
- 人材ビジネス業界団体に、被派遣労働者等と受入企業との迅速なマッチングに向けた、積極的な取組を行ふよう大臣より要請。（4月8日）
 - 上記要請を踏まえ、人材ビジネス事業者等から被災者向けの合同企業説明会への参加希望
 - ・被災難所での出張相談の実施について相談
 - ・避難所では、可能な限り参加・実施できるよう配慮するよう都道府県労働局あてに通知。

労働相談への対応

- 賃金や解雇等の労働者の労働条件について使用者が守らなければならぬ事項について、「労働基準法等に関するQ&A」を作成（第3版を作成済。今後必要に応じ更新）
被災地域及び計画停電の対象となる地域の事業主団体に、雇調金の活用と併せて周知。
- 被災地域等の労働局及びその管内の労働基準監督署を中心に労働条件、安全衛生、労働保険、労災補償等に関する労働者や事業主からの相談に対応する緊急相談窓口を開設
- 全国の大ホールワークに「特別相談窓口」を設置し、被災者の仕事に関する相談に対応。
新卒応援大ホールワークでは採用内定取消などを受けた学生・生徒などの相談に対応
(学生等震災特別相談窓口の設置)
- 障害者については、(独)高齢・障害者雇用支援機構の地域障害者職業センター（青森、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、千葉）においても「特別相談窓口」を設置し、被災後の雇用継続に関する相談を実施。

解雇、雇止め等に対する対応

- 震災等の影響による解雇、雇止め等について、できる限り雇用の安定を図るために、労働基準行政、職業安定行政、雇用均等行政の連携のもと、解雇等の予防のための啓発指導の実施、解雇等の事案への対応を行う。（都道府県労働局長に指示）

派遣労働者、有期契約労働者及びパートタイム労働者の雇用維持・確保

- 震災等の影響により、「派遣切り」のおそれがある派遣労働者、解雇や雇止めのおそれがある有期契約労働者及びパートタイム労働者について、事業主が雇用の安定とその保護を図るために最大限の配慮をしていただけよう、大臣より人材派遣関係団体や主要経済団体に対して要請
- 派遣労働に關する労働者、派遣会社・派遣先からのお相談には、ハローワークの「震災特別相談窓口」で対応。
- 東日本大震災に伴う派遣労働に関する労働問題Q&Aを厚生労働省のホームページに掲載。
- 職業安定局長から、派遣労働者を受け入れている派遣先関係団体に対して、派遣先事業所の操業の一部停止等に伴う労働者派遣契約による補償と派遣労働者の雇用の安定・保護に配慮することを要請（4月26日）。

産休切り・育休切り等への対応

- 被災労働者等に係る産前産後休業や育児休業などを理由とする解雇や性別を理由とする解雇などの相談について、被災地域等の雇用均等室に雇用均等室に専門相談窓口を設置し、きめ細かく対応するとともに、トラブルの未然防止に向けた指導を実施

未払賃金立替払

- 未払賃金の立替払のための予算を増額するとともに、地震の直接的な被害により事業活動が停止した被災地域の中 小企業に係る未払労働者に必要な書類の簡略化を行うなど、迅速な処理を実施

労災保険給付

- 労災診療や休業補償の請求が医療機関や事業主の証明がなくとも可能とする弾力的な取扱いを実施
 - (1) 労災保険給付請求に関する、事業主証明や療養担当の医師証明なしでも請求可能とした。併せて、業務遂行中に建物による倒壊等により被災した場合には業務災害であることを示した。
 - (2) 労災保険の療養の給付の請求について、任意な様式でも可とした。
- 労災保険給付の請求に関して、被災地では労災認定のための資料が散逸していることが予想されるため、資料がない場合の調査要領を定めて、迅速な労災補償を行ふこと等について労働局に指示し、以下の柔軟な取組等を実施
 - (1) 管轄外を含めた全ての労働局又は労働基準監督署で労災診療や休業補償の請求の受付を可能とした。
 - (2) 労災認定のための事務処理について、関係資料を喪失した際に代替資料でも可能とした。
- 震災・津波に遭遇した場合の労災保険の取扱いのQ & Aを作成し、被災者やそのご遺族に、労災保険の考え方をわかりやすく紹介
- 遺族補償給付等の支給事由の特例
 - ・ 震災によって行方不明となつた者について、遺族補償給付など死亡を支給事由とする給付を速やかに支給するための法的措置※を講じた。
- ※ 震災による行方不明者について、3か月で死亡推定し、遺族補償給付等を速やかに支給。

労働保険料

- 労働保険料の納付期限の延長等
 - ・ 被災地域（青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県）における労働保険料の納付期限（7月）等を、申請など特段の手続の必要なく延長（障害者雇用納付金についても同様の取り扱い）
納付期限の延長の対象地域以外の事業主でも、震災により財産に相当な損失を受けた場合には、事業主からの申請に基づいて、個別に労働保険料の納付を猶予（障害者雇用納付金についても同様の取扱い）
 - 労働保険料等の免除
 - ・ 平成23年3月11日に特定被災区域※1に所在していた事業場が、震災被害により、労働者の賃金の支払いに著しい支障が生じている等の場合に、事業主からの申請に基づき、最長で平成24年2月までの1年間、労働保険料等※2を免除する。
- ※1 東日本大震災に際し災害救助法の適用を受けた区域(東京都を除く。)等
※2 石綿健康被害救済法に基づく一般拠出金についても同様に措置

中小企業退職金共済制度及び労働者財産形成持家融資制度の特例措置

- 中小企業退職金共済制度について、掛金納付期限の延長手続の簡素化、掛金後納による割増金の免除や退職金請求手続の簡素化等を実施
- (独)雇用・能力開発機構が行う労働者財産形成持家融資を返済中の方に対しでは、最長3年間償還元金の返済を猶予する等の特例措置を実施

健康確保対策

- 産業保健推進センター、地域産業保健センターハウスを含む健康問題について電話での相談を受付
- 災された住民に対するメンタルヘルスを含む健康問題について電話での相談を受付
- メンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」(<http://kokoro.mhlw.go.jp/>)に被災された労働者やその家族、支援者の方向けの特設ページを設置

復旧工事における災害防止対策

- 建築物等の解体、改修工事、がれき処理における対策や応急仮設住宅建築における対策等、契繁に予定される災害復旧工事における労働災害防止対策の徹底を図るよう建設業団体に要請するとともに、粉じん障害防止のため、防じん用のマスクを配布。
- がれき処理作業におけるマスクの不足に対処するため、屋外のがれき処理作業について、我が国の型式検定合格品と同等以上の粉じん捕集能力を有する米国規格のマスクの使用を暫定的に認める。

職業訓練の機動的な拡充・実施

- 訓練定員の拡充や被災者向けの特別コースの設定など、被災地や被災者の受入先等における公的な職業訓練（建設関連分野など）を実施する・拡充・実施する・機動的に拡充・実施する・ワークによる効果的なマッチングを図る。

雇用保険を受給できない方への訓練期間中の生活支援

- 基金訓練（訓練・生活支援給付の支給）
被災により、緊急人材育成支援事業による職業訓練（基金訓練）の受講が困難になった場合でも、受講期間中の生活支援である訓練・生活支援給付を支給する。
- 訓練手当の支給
被災により、離職を余儀なくされたり、内定を取り消された方が、公共職業訓練を受講する場合に、受講期間中の生活支援である訓練手当を支給する。

職業訓練等に開設する相談への対応

- （独）雇用・能力開発機構の青森、岩手、宮城、福島及び茨城センターに、職業訓練受講者や事業主等からの職業訓練や助成金の取扱い等の相談援助を行う「震災特別相談窓口」を設置。（相談件数289件（4月4日～5月9日））

相談等実績

ハローワーク、労働基準監督署の業務状況について

労働局		岩手	宮城	福島	その他
相談・申請等	ハローワーク(※1)				
	労働者	62,030件	71,087件	61,171件	—
	事業主 (うち雇用調整助成金関係)	6,739件 (2,837件)	15,573件 (6,368件)	13,585件 (8,531件)	10,214件 (8,324件)
	労働基準監督署(※2)	1,838件	5,143件	5,506件	(※12)
	出張相談(※3)	79か所	86か所	81か所	182か所
	電話相談(※4)	601件	1,017件	705件	(※13)
	被災者対象求人(※5)	279件	1,457件	1,684件	2,015件
	復旧事業関係求人(※6)	全国	求人件数：10,954件	求人件数：33,029人	
	被災有効求職者数(※7)	全国	求人件数：282件	求人件数：2,753人	
	雇用保険離職者票等発行件数(※8)	7,098人	16,878人	7,151人	—
	雇用保険受給資格決定件数(※9)	18,934件	36,887件	13,807件	—
	未払賃金立替 拠出關係(※10)	9,709件	16,660件	13,846件	—
申請等	認定申請 (企業数)	15件	19件	4件	—
	確認申請 (労働者数)	20件	30件	9件	—
	災給付請求(うち遺族給付)(※11)	116(79)件	237(187)件	90(55)件	543(14)件
	労災支給決定件数 (うち過旅族給付)	29(10)件	22(9)件	35(7)件	283(2)件

※1：3/28～5/1 ※2：3/22～4/28 ※3：5/1現在 ※4：岩手(土日のみ5/5現在)、宮城(土日のみ4/17まで)、福島(5/6現在)
 ※5：全国のハローワークで受理した被災された方を積極的に雇い入れようとする求人(5/6現在) ※6：5/6現在
 ※7：被災を理由に離職した者、無業者であつて震災を理由として新たに求職活動をする者(5/6現在)
 ※8：岩手3月12日～4月24日、宮城3月14日～4月22日、福島3月11日～4月24日、福島は震災を理由とするもののみの数字)
 ※9：自殺的失業や定年退職、その他特例対象も含む(3月11日～4月25日) ※10：3/22～4/28 ※11：5/8現在
 ※12：3/28～4/3
 ※13：青森、秋田、山形、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、富山、長野、岐阜、滋賀

被災地のハローワークの開庁時間拡大

岩手県、宮城県、福島県の15所で平日19時まで、土日祝祭日17時まで(4月9日～(14所)、4月26日～(1所))

応援本部 全国規模の応援(4月18日～)

その他の応援：電離放射線による健康障害防止に関する専門的な知識・経験を有する職員(3月28日～)

被災者を雇い入れた事業主の方に助成金が支給されます！ (平成23年5月2日以降の雇入れに限ります)

被災者雇用開発助成金のご案内

東日本大震災による被災離職者及び被災地域に居住する求職者の方を、ハローワーク等(※1)の紹介により、継続して1年以上雇用(※2)することが見込まれる労働者として雇い入れる事業主に対して、助成金を支給します。(雇用保険の一般被保険者として雇い入れる場合に限ります)

※1 ハローワーク、地方運輸局及び雇用関係給付金の取扱に係る同意書を労働局に提出している有料・無料職業紹介事業者及び無料船員職業紹介事業者

※2 1年未満の有期契約を更新する場合も含む

対象労働者

1.震災により離職された方(以下の①から③のいずれにも該当する方)

- ① 東日本大震災発生時に被災地域(※1)において就業していた方
- ② 震災後に離職し、その後安定した職業についたことのない方
- ③ 震災により離職を余儀なくされた方

※1 震災に際し、災害救助法が適用された市町村の地域(東京都を除く)

2.被災地域に居住する方(※2、※3)

※2 震災後、安定した職業についたことのない方。

※3 震災により被災地域外に住所又は居所を変更している方を含み、震災の発生後に被災地域に居住することとなつた方を除く

支 給 額

対象労働者に支払われた賃金の一部として、下表の金額が、支給対象期(6か月)ごとに支給されます。

	支給額	助成対象期間	支給対象期ごとの支給額
短時間労働者以外	大企業 50万円 中小企業 90万円	1年間	大企業 第1期25万円 第2期25万円 中小企業 第1期45万円 第2期45万円
短時間労働者(※)	大企業 30万円 中小企業 60万円	1年間	大企業 第1期15万円 第2期15万円 中小企業 第1期30万円 第2期30万円

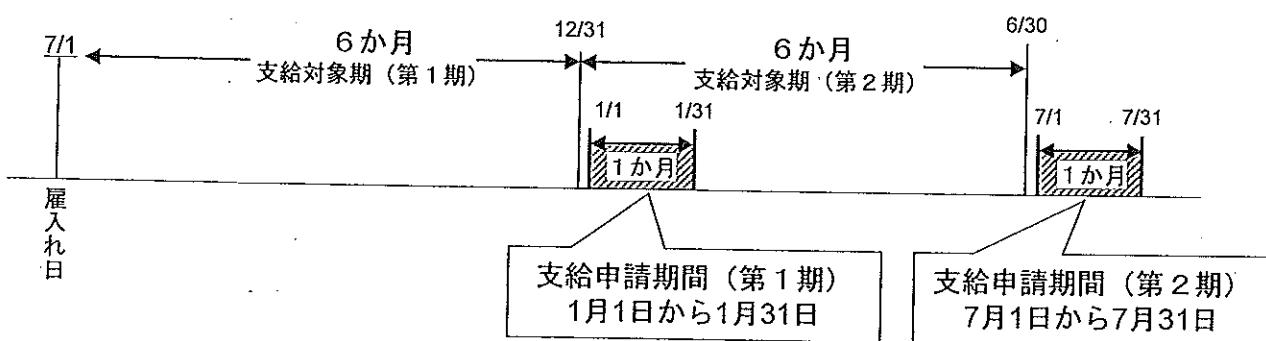
※ 短時間労働者とは、1週間の所定労働時間が、同じ事業所に雇用される通常の労働者の1週間の所定労働時間と比べて短く、かつ、30時間未満である方をいいます。



支給申請の手続き

- 助成金は、支給対象期（※）ごとに、2回に分けて支給されます。
 - 支給申請は、支給対象期ごとに、労働局またはハローワークに対して行います。
 - 支給申請期間は、各支給対象期の末日の翌日から1か月以内です。
 - 第1回目の支給申請がなされていない場合でも、第2回目以降の支給申請は行えます（ただし、第1回目分は支給されません）。
- ※ 支給対象期は、雇入れ日から6か月間ごとに区切った期間です。

【例：雇入れ日が7月1日の場合】



利用にあたっての注意点

- 支給申請期間内に申請が行われない場合、原則として支給を受けることができません。
- 対象労働者が過去3年間に働いたことのある事業所（出向、派遣、請負を含む）に雇い入れられる場合、助成金の対象とはなりません。
- 対象者の雇入れ日の前日から起算して6か月前の日から1年間を経過する日までの間に被保険者を事業主都合により解雇している場合、又は同期間において雇入れ日における被保険者数の6%を超える被保険者を倒産・解雇等による離職理由により離職させている場合（離職させた被保険者数が3人以下の場合を除く）、助成金は支給されません。
- 支給申請時には雇い入れられた方が対象労働者であるとの証明書類が必要です。（これらの書類の中には、雇い入れられた労働者の方に御用意いただく必要があるものがあります。）
提出できない場合は、支給を受けることができないことがありますのでご注意ください。

助成金の受給に当たっては、このリーフレットに記載があるほか、各種要件がございますので、ご不明な点については、最寄りのハローワークまたは各都道府県労働局（職業安定部）へお問い合わせください。

東日本大震災に伴う 雇用保険失業給付の特例措置について

「災害時における雇用保険の特例措置」があります。

災害により休業を余儀なくされた方、または一時的に離職を余儀なくされた方が、雇用保険の失業手当を受給できる特例措置があります。

- 事業所が災害を受けたことにより休止・廃止したために、休業を余儀なくされ、賃金を受けることができない方については、実際に離職していなくとも失業給付（雇用保険の基本手当）を受給することができます。
- 災害救助法の指定地域にある事業所が、災害により事業を休止・廃止したために、一時的に離職を余儀なくされた方については、事業再開後の再雇用が予定されている場合であっても、失業給付を受給できます。

災害による交通の途絶や遠隔地への避難などにより、居住地を管轄するハローワークに来所できないときは、お近くのハローワークで失業給付の手続きをすることができます。（受給手続きに必要な確認書類がない場合でも手続きを行うことができますので、お近くのハローワークにご相談ください。）

ハローワークに来所できない場合は、「失業の認定日の変更」ができます。

雇用保険の失業給付を受給している方が、災害のため、「失業の認定日」にやむを得ずハローワークに来所できないときは、電話などでご連絡いただければ、失業の認定日を変更することができます。

詳細な内容や、お困りのことがあれば、お近くのハローワークや労働局にご相談ください。

東日本大震災に伴う雇用保険失業給付の給付日数の延長

～特別措置法における個別延長給付の特例措置～

特定被災区域(注)の事業所に雇用されていた方であって、東日本大震災によりやむを得ず離職(休業、一時離職)された方について、現在、受給中の雇用保険の基本手当の支給終了日までに再就職(休業、一時離職前の事業所への再就業)が困難な場合には、個別延長給付(特例延長給付)として、原則「60日」に加えて、さらに「60日」分延長されます。

(注) 原則、災害救助法の適用地域（東京都を除く。）と同様の地域となります。

特例延長給付の内容

<支給対象者>

- ① 激甚災害法の雇用保険の特例措置(休業中の方への給付)を受けている方
- ② 災害救助法の適用区域に係る雇用保険の特例措置(一時離職の方への給付)を受けている方
- ③ ①及び②以外の本震災の被害を受けたため離職された方

<延長される日数>

原則「60日」に加えて、さらに「60日」分延長されます。

詳しくは、最寄りの労働局又はハローワークにお問い合わせください。



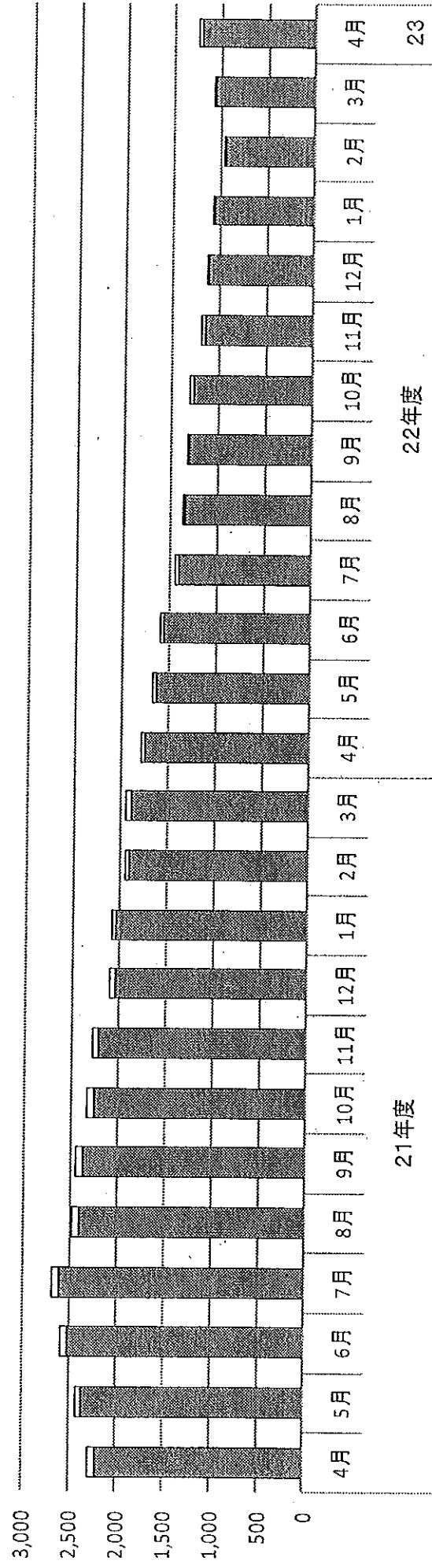
厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク（公共職業安定所）

雇用調整助成金等取扱状況

(平成21年4月～平成23年4月)

1 休業等実施計画届受理状況の推移

○ 平成21年7月の2,697件をピークにそれ以降は減少傾向にあつたが、平成23年4月は2ヶ月連続で前月比増加した。



年度	21年度	22年度	23年度
雇用調整助成金	79	60	32
中小企業緊急雇用安定助成金	2,218	2,365	2,526
計	2,297	2,425	2,608

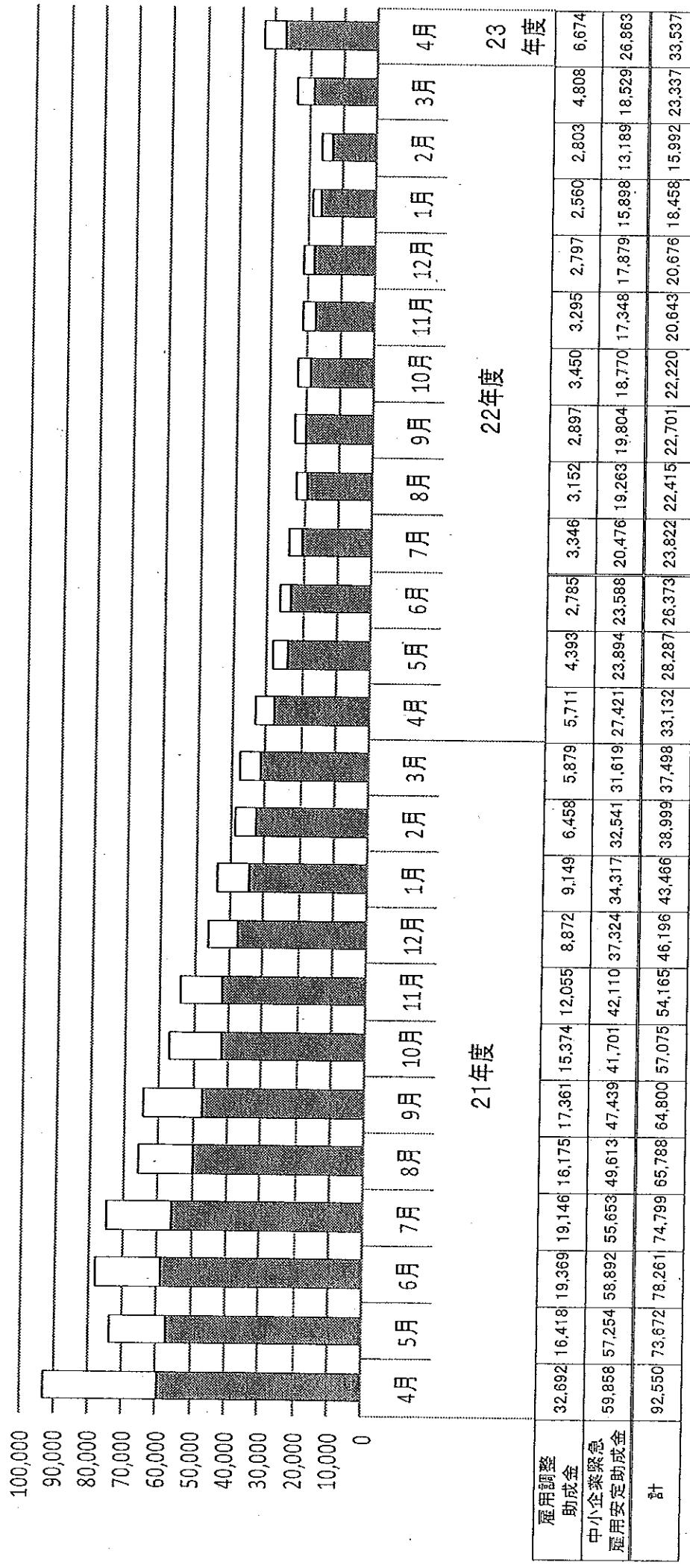
年	79	82	84	84	79	75	64	51	49	43	44	38	31	32	31	29	21	26	33	18	17	22	17	32	
雇用調整助成金	79	60	82	84	84	79	75	64	51	49	43	44	38	31	32	31	29	21	26	33	18	17	22	17	32
中小企業緊急雇用安定助成金	2,218	2,365	2,526	2,613	2,404	2,364	2,252	2,213	2,050	2,041	1,901	1,898	1,763	1,645	1,562	1,411	1,343	1,309	1,282	1,157	1,119	1,062	941	1,064	1,222
計	2,297	2,425	2,608	2,697	2,488	2,443	2,327	2,277	2,101	2,090	1,944	1,942	1,801	1,676	1,594	1,442	1,372	1,330	1,308	1,190	1,137	1,079	963	1,081	1,254

*1：休業と教育訓練を同じ事業所で実施した場合、休業と教育訓練ごとにそれぞれ1件とカウントしている（次頁の対象労働者数についても同様）。

*2：計画の届出件数は事業所単位であり、企業単位ではない。

2 休業等実施計画届における対象労働者数の推移

- 対象労働者数は平成21年4月の92,550人がピークで、平成21年6月以降減少傾向にあつたが、平成23年4月は2ヶ月連続で前月比增加了。



東日本大震災に伴う雇用調整助成金の特例

雇用調整助成金は、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用を維持するために休業等を実施した場合、休業に係る手当等の事業主負担相当額の一部を助成する制度です。

(通常の主な支給要件)

- 最近3か月の生産量、売上高等がその直前の3か月又は前年同期と比べ5%以上減少している雇用保険適用事業所の事業主
- 休業等を実施する場合、都道府県労働局又はハローワークに事前に計画の届け出が必要

特例対象

- 青森、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、千葉、新潟、長野の各県のうち災害救助法適用地域に所在する事業所の事業主(以下①～⑤の特例)
- 上記9県に所在する事業所等と一定規模以上(助成金を受けようとする事業所の総事業量等の3分の1以上)の経済的関係を有する事業所の事業主【被災地関連事業主】(以下①、②、④、⑤の特例)
- 被災地関連事業主と一定規模以上(助成金を受けようとする事業所の総事業量等の2分の1以上)の経済的関係を有する事業所の事業主【2次下請等事業主】(以下①、②、④、⑤の特例)

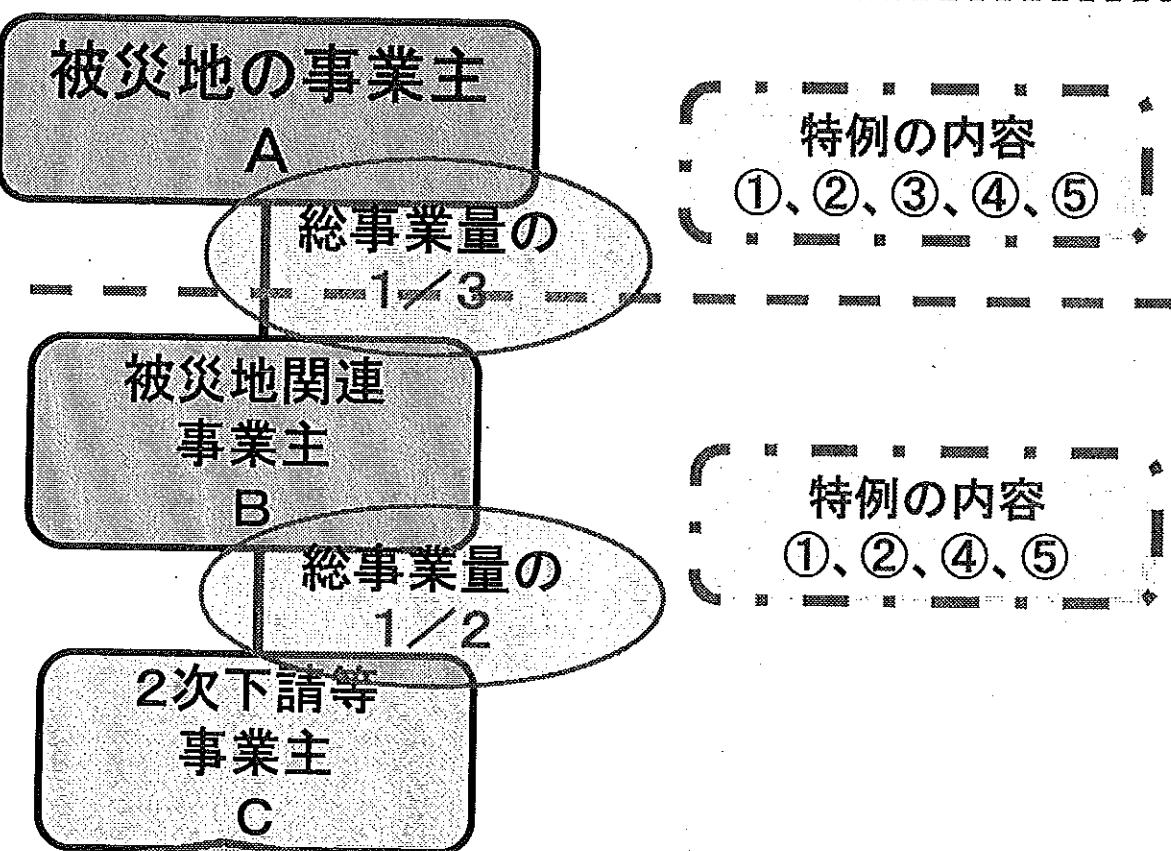
特例内容

(特例の内容)

- ① 最近3か月としている生産量等の確認期間を最近1か月に短縮
- ② 震災後1か月の生産量、売上高等がその直前の1か月又は前年同期と比べ5%以上減少する見込みの事業所も対象に(平成23年6月16日まで)
- ③ 事前に届け出る必要のある計画届の事後提出を可能に(平成23年6月16日まで)
- ④ 特例の支給対象期間(1年間)においては、これまでの支給日数にかかわらず、最大300日の受給を可能とし、特例終了後の受給可能日数に影響しない。
- ⑤ 被保険者期間が6ヶ月未満の者も雇用調整助成金の対象とする。

(特例の内容)

- ① 最近3か月としている生産量等の確認期間を最近1か月に短縮
- ② 震災後1か月の生産量、売上高等がその直前の1か月又は前年同期と比べ5%以上減少する見込みの事業所も対象に(平成23年6月16日まで)
- ③ 事前に届け出る必要のある計画届の事後提出を可能に(平成23年6月16日まで)
- ④ 特例の支給対象期間(1年間)においては、これまでの支給日数にかかわらず、最大300日の受給を可能とし、特例終了後の受給可能日数に影響しない。
- ⑤ 被保険者期間が6ヶ月未満の者も雇用調整助成金の対象とする。



注)

- ※ 申請に当たっては、Bが被災地関連事業主としてハローワークに提出し受理された申請関係書類の写しを持参して下さい。
- ※ Bが被災地関連事業主として雇用調整助成金を利用していない場合でも、被災地関連事業主の要件を満たすことが客観的に証明される場合は、Cは2次下請等事業主として申請できます。
- ※ Bが複数ある場合は、それらの事業所ごとの売上げ又は仕入れ等の量を合算して経済的な関係を判断します。
- ※ 総事業量とは、事業所における他の事業所等との売上又は仕入れの総量を言います。また、製造業の場合など、製品の完成に必須の部品を仕入れる場合などについては、その部品の仕入れ総量に占める割合で計算することができます。

雇用調整助成金を更に拡充します！！

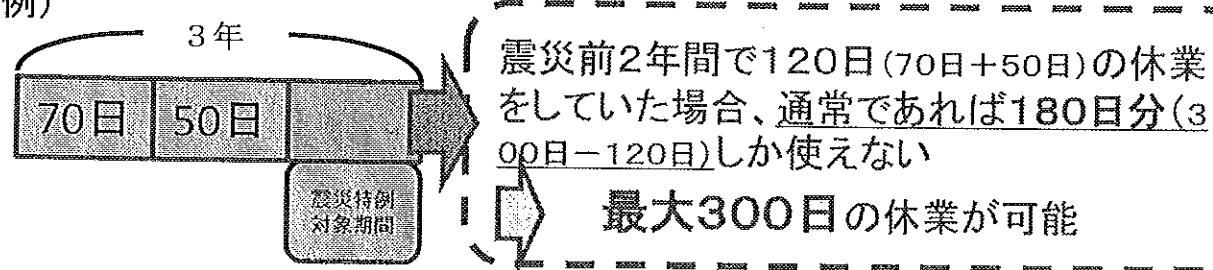
- ① 災害救助法適用地域(東京都を除く)に所在する事業所
 - ② ①の地域と一定規模以上の経済的関係(1／3以上)を有する事業所
 - ③ ②の事業所と一定規模以上の経済的関係(1／2以上)を有する事業所
- については、以下の特例を設けました。

◆支給日数の別枠（300日）を設けます。

原則：3年間で休業300日に達するまで受給できる。

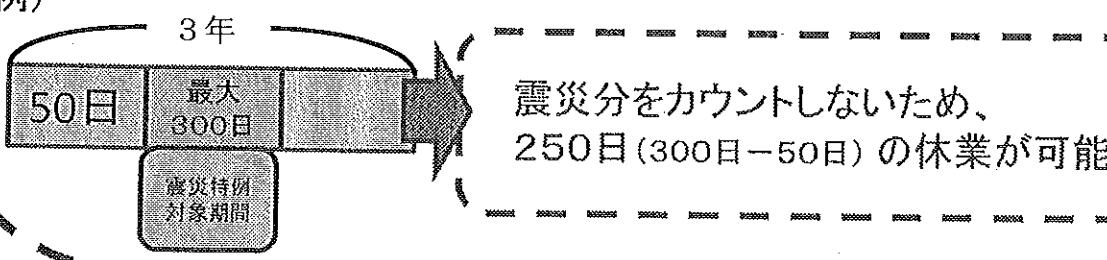
⇒ 特例により、特例の支給対象期間においては、これまでの支給日数にかかわらず、最大300日の受給が可能になります。

(例)



⇒ 特例の支給対象期間中の支給日数は特例終了後の受給可能日数に影響しません。

(例)



◆被保険者期間6ヶ月未満の人も雇用調整助成金の対象とします。

原則：平成23年7月1日以降、被保険者期間が6ヶ月未満の人は助成対象とならない。

⇒ 特例により、被保険者期間6ヶ月未満の人であっても雇用調整助成金の助成対象とします。

⑥ その他の支援策

(1) キヤリア形成促進助成金の特例措置

被災地等の事業主が被災前から開始していた職業訓練について、被災により訓練の修了が困難となりた場合でも、それまでに訓練に要した経費、賃金などは助成の対象となります。
支給申請などを期限内にできない場合は、後日、理由を添えて申請することができます。
詳しくは、産用・能力開発機構都道府県センターにお問い合わせください。

(2) 中小企業退職金共済制度の特例措置

一般の中小企業退職金共済制度については、掛金の納付期限の延長手続の簡素化や、後綱による割増金の免除などを実行しています。
一般の中企業退職金共済制度および特定業種（建設業・醸酒製造業・林業）退職金共済制度について、紛失した共済手帳の再交付などを実行できます。

※詳しくは、
一般の中企業退職金共済制度 TEL:0120-953-681
特定業種退職金共済制度 TEL:0120-221-320
または勤労者退職金共済機構ホームページ <http://www.taisyokukin.eo.jp/>

(3) 障害のある方の雇用に関する相談

長野障害者職接センターに、障害のある方の雇用に関する特別相談窓口を設置します。
詳しくは、高齢・障害者雇用支援機構ホームページ <http://www.jeedor.jp/information/info110404-01.html>をご覧ください。

◆ 障害のある方の雇用に関する相談

長野労働局、最寄りの労働基準監督署、ハローワーク（公共職業安定所）まで
厚生労働省トップページ (<http://www.mhlw.go.jp>) から、「東日本大震災関連情報・
厚生労働省からのお知らせ」→「雇用・労働関係」とお進みください。

※中小企業の公的な融資や保証に関する相談は、以下へお問い合わせください。
日本政策金融公庫 平日(9:00～19:00) 0120-154-005
土日祝(9:00～17:00) 0120-327-790(中小企業事業)、0120-220-553(国民生活事業)
商工組合中央金庫 平日 0120-542-711
沖縄振興開発金融公庫 098-941-1795
どこに相談したらよいのかお困りの方は、中小企業電話相談ナビダイヤル(0570-064-350)まで。

◆ 長野労働局企画室 (電話番号)

026-223-0551
026-227-0125
026-223-6310
0263-48-5693
0266-22-3454
0268-22-0338
0265-22-2635
0269-22-2105
0267-22-1760
0265-72-6181
0261-22-2001

026-228-1300
0263-27-0111
0268-23-8609
0265-24-8609
0265-73-8609
026-293-8609
0269-62-8609
0264-22-2233
026-62-8609
0267-23-8609
0261-22-0340
026-248-8609
0266-58-8609
0266-22-8609

◆ 長野労働局企画室 (電話番号)

026-223-0551
026-227-0125
026-223-6310
0263-48-5693
0266-22-3454
0268-22-0338
0265-22-2635
0269-22-2105
0267-22-1760
0265-72-6181
0261-22-2001

026-228-1300
0263-27-0111
0268-23-8609
0265-24-8609
0265-73-8609
026-293-8609
0269-62-8609
0264-22-2233
026-62-8609
0267-23-8609
0261-22-0340
026-248-8609
0266-58-8609
0266-22-8609

◆ 長野労働局企画室 (電話番号)

026-223-0551
026-227-0125
026-223-6310
0263-48-5693
0266-22-3454
0268-22-0338
0265-22-2635
0269-22-2105
0267-22-1760
0265-72-6181
0261-22-2001

026-228-1300
0263-27-0111
0268-23-8609
0265-24-8609
0265-73-8609
026-293-8609
0269-62-8609
0264-22-2233
026-62-8609
0267-23-8609
0261-22-0340
026-248-8609
0266-58-8609
0266-22-8609

◆ 長野労働局企画室 (電話番号)

026-223-0551
026-227-0125
026-223-6310
0263-48-5693
0266-22-3454
0268-22-0338
0265-22-2635
0269-22-2105
0267-22-1760
0265-72-6181
0261-22-2001

026-228-1300
0263-27-0111
0268-23-8609
0265-24-8609
0265-73-8609
026-293-8609
0269-62-8609
0264-22-2233
026-62-8609
0267-23-8609
0261-22-0340
026-248-8609
0266-58-8609
0266-22-8609

被災されでお困りの事業主の方へ

震災に伴う雇用・労働関係の支援策のご案内

(2) 中小企業退職金共済制度の特例措置

一般の中小企業退職金共済制度については、掛金の納付期限の延長手続の簡素化や、後綱による割増金の免除などを実行しています。

一般の中企業退職金共済制度および特定業種（建設業・醸酒製造業・林業）退職金共済制度について、紛失した共済手帳の再交付などを実行できます。

※詳しくは、

一般の中企業退職金共済制度 TEL:0120-953-681
特定業種退職金共済制度 TEL:0120-221-320
または勤労者退職金共済機構ホームページ <http://www.taisyokukin.eo.jp/>

(3) 障害のある方の雇用に関する相談

長野労働局、最寄りの労働基準監督署、ハローワーク（公共職業安定所）まで
厚生労働省トップページ (<http://www.mhlw.go.jp>) から、「東日本大震災関連情報・
厚生労働省からのお知らせ」→「雇用・労働関係」とお進みください。

※詳しくは、
高齢・障害者雇用支援機構ホームページ <http://www.jeedor.jp/information/info110404-01.html>をご覧ください。

◆ 障害のある方の雇用に関する相談

長野労働局企画室 (電話番号)

◆ 長野労働局企画室 (電話番号)

026-223-0551
026-227-0125
026-223-6310
0263-48-5693
0266-22-3454
0268-22-0338
0265-22-2635
0269-22-2105
0267-22-1760
0265-72-6181
0261-22-2001

026-228-1300
0263-27-0111
0268-23-8609
0265-24-8609
0265-73-8609
026-293-8609
0269-62-8609
0264-22-2233
026-62-8609
0267-23-8609
0261-22-0340
026-248-8609
0266-58-8609
0266-22-8609

◆ 長野労働局企画室 (電話番号)

026-223-0551
026-227-0125
026-223-6310
0263-48-5693
0266-22-3454
0268-22-0338
0265-22-2635
0269-22-2105
0267-22-1760
0265-72-6181
0261-22-2001

026-228-1300
0263-27-0111
0268-23-8609
0265-24-8609
0265-73-8609
026-293-8609
0269-62-8609
0264-22-2233
026-62-8609
0267-23-8609
0261-22-0340
026-248-8609
0266-58-8609
0266-22-8609

◆ 長野労働局企画室 (電話番号)

026-223-0551
026-227-0125
026-223-6310
0263-48-5693
0266-22-3454
0268-22-0338
0265-22-2635
0269-22-2105
0267-22-1760
0265-72-6181
0261-22-2001

026-228-1300
0263-27-0111
0268-23-8609
0265-24-8609
0265-73-8609
026-293-8609
0269-62-8609
0264-22-2233
026-62-8609
0267-23-8609
0261-22-0340
026-248-8609
0266-58-8609
0266-22-8609

◆ 長野労働局企画室 (電話番号)

026-223-0551
026-227-0125
026-223-6310
0263-48-5693
0266-22-3454
0268-22-0338
0265-22-2635
0269-22-2105
0267-22-1760
0265-72-6181
0261-22-2001

026-228-1300
0263-27-0111
0268-23-8609
0265-24-8609
0265-73-8609
026-293-8609
0269-62-8609
0264-22-2233
026-62-8609
0267-23-8609
0261-22-0340
026-248-8609
0266-58-8609
0266-22-8609

◆ 長野労働局企画室 (電話番号)

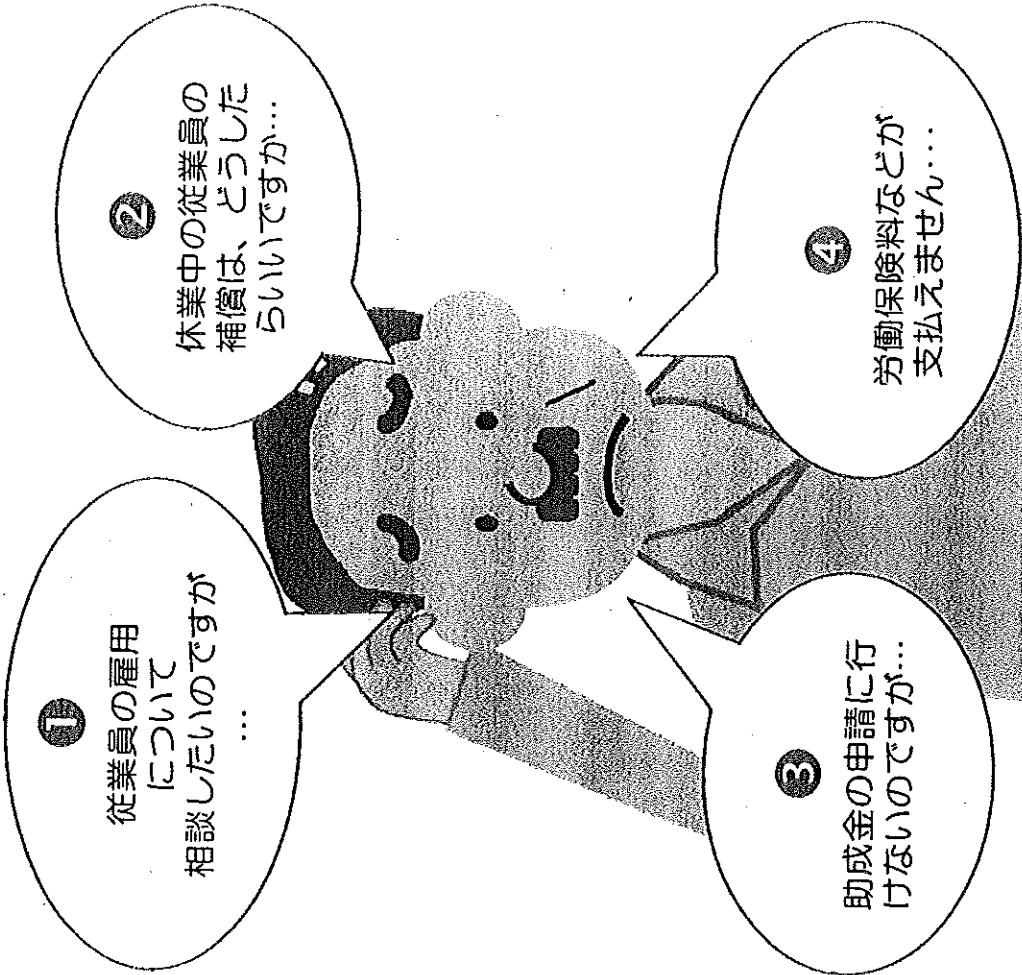
026-223-0551
026-227-0125
026-223-6310
0263-48-5693
0266-22-3454
0268-22-0338
0265-22-2635
0269-22-2105
0267-22-1760
0265-72-6181
0261-22-2001

026-228-1300
0263-27-0111
0268-23-8609
0265-24-8609
0265-73-8609
026-293-8609
0269-62-8609
0264-22-2233
026-62-8609
0267-23-8609
0261-22-0340
026-248-8609
0266-58-8609
0266-22-8609

◆ 長野労働局企画室 (電話番号)

026-223-0551
026-227-0125
026-223-6310
0263-48-5693
0266-22-3454
0268-22-0338
0265-22-2635
0269-22-2105
0267-22-1760
0265-72-6181
0261-22-2001

026-228-1300
0263-27-0111
0268-23-8609
0265-24-8609
0265-73-8609
026-293-8609
0269-62-8609
0264-22-2233
026-62-8609
0267-23-8609
0261-22-0340
026-248-8609
0266-58-8609
0266-22-8609



厚生労働省、ハローワーク（公共職業安定局）
労働基準監督署、ハローワーク調査
長野労働局企画室推進センター 026-225-8533
長野障害者職接センター 026-227-9744

■ **→** 最寄りの労働基準監督署にご相談ください。
■ **→** 最寄りのハローワークにご相談ください。

① 従業員の雇用について相談したいのですが…

助成金などの相談はハローワークにお越しください。
労災補償などの相談は労働基準監督署にお越しください。

ハローワークの「特別相談窓口」が、各種助成金の支給申請などの相談にお応えします。

全国のハローワークでは、「特別相談窓口」が、労働条件、安全衛生、労働保険、労災補償などに関する相談にお応えします。
ハローワークなどの紹介により被災者を雇入れた事業主の方は助成金（中小企業90万円、大企業50万円）を受けることができます。

長野労働局や労働基準監督署に開設された「特別相談窓口」が、労働条件、安全衛生、労働保険、労災補償などに関する相談にお応えします。

② 事業中の従業員の補償は、どうしたらいいですか…

雇用調整助成金や雇用保険の失業給付を使いやすくしました。
従業員を休業させるとには、できるだけ在業員の不利益にならないよう努力をお願いします。地震の影響で休業する場合の手当の支払いなどについての「Q&A」を労働基準監督署で用意していますので、参考にしてください。

※厚生労働省ホームページ「東日本大震災復興情報、厚生労働省からのお知らせ」> 雇用・労働関係 > 「企業・法人の方」> 「災害を受けた事業の休業などを行わざるを得ない場合」

※当面の資金繰りにお困りの場合には、融資や借用保証などの中小企業支援策があります。相談窓口については、窓口をご覧ください。

被災に伴う経済上の理由で休業し、従業員に休業手当を支払うときには、雇用調整助成金を受けることができます（中小企業の場合、原則として手当の8割を助成）。災害救助法適用地域（東京都を除く）に所在する事業所などに対しても、受給しやすいよう要件の緩和もするとともに、これまでの支給日数にかかわらず1年間で最大300日利用できるようになりました。

※特例として、被災地域の事業所などと一定期間以上の取引がある関連事業主に加え、関連事業主一定規模以上の取引がある事業主（2次下請けなど）も対象となっています。
※新卒者など、雇用保険の被保険者期間が6ヶ月未満の入も雇用調整助成金の対象となります。

震災で休業し、従業員の給料を支払えない場合には、従業員は離職していないくとも失業給付が受けられます。災害により事業が休業し、事業再開後の再雇用を前提に一時的に離職した場合でも、失業給付が受けられます。
※失業給付の給付日数は原則60日分延長していますが、今回、これに加えて、さらに60日分を延長することとしました。

③ 助成金の申請に行けないのですが…

申請期限を過ぎても受け付けます。

ハローワークなどに行くことができず、期限内に各種助成金の支給申請ができない場合、後日、理由を添えて申請することができます。

④ 労働基準監督署が支給できません…

保険料の免除、納付期限の延長などをを行っています。

■ **① 被災地域（青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県、長野県の災害救助法適用市町村など）の事業所において、震災の被害により、従業員に対する賃金の支払いに著しい支障が生じている場合などに、申請に基づいて、労働保険料、社会保険料の免除を行います（最長で平成23年3月から24年2月まで）。**

■ **② ①の要件に該当しない場合でも、労働保険料、社会保険料、障害者雇用納付金などの納付期限を、以下のとおり延長します。**

■ **③青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県の事業主の方は、手続きなしで、自動的に納付期限を延長します。**

※障害者雇用納付金については、主たる事業所が被災地にある事業主が対象です。
■ **④⑦以外の地域の事業主の方も、震災により財産に相当な損失を受けたどきには、申請に基づいて、1年以内の期間、納付の猶予を受けることができます。**

※社会保険料については、日本年金機構「被災者専用フリーダイヤル10120-707-118」にお問い合わせください。お問い合わせ料金は無料です。

⑤ 従業員が亡くなった場合にどう対応します…

労災保険による給付を受けられます。

従業員が仕事中や通勤中に、地震や津波により負傷・死亡した場合には、ご本人や遺族の方は労災保険による給付を受けられます。

※扶養不能となつている方がいる場合、ご家族の申請があれば、震災後3か月で死亡推定し、遺族補償給付等を速やかに支給します。

労災診療や休業補償の請求にあたつて、事業主や病院などの証明が困難な場合は、証明がなくとも請求することができます。

※Q&A」は、厚生労働省ホームページにも掲載しています。
トップページ「東日本大震災対応情報・厚生労働省からのお知らせ」> 雇用・労働関係個人の方 > [労災保険給付]「労災保険Q&A」

※Q&A」は、利用ください。

トップページ「東日本大震災対応情報・厚生労働省からのお知らせ」> 雇用・労働関係個人の方 > [労災保険給付]「労災保険Q&A」

被災されて、仕事のことでお困りの方へ

お勤めの方、失業された方へ、震災に伴う支援策のご案内

八 (1) 住居をお探しの場合
緊急避難している方の入居先として、雇用促進住宅を提供しています。
詳しくは、市町村の災害対策本部などにお問い合わせください。

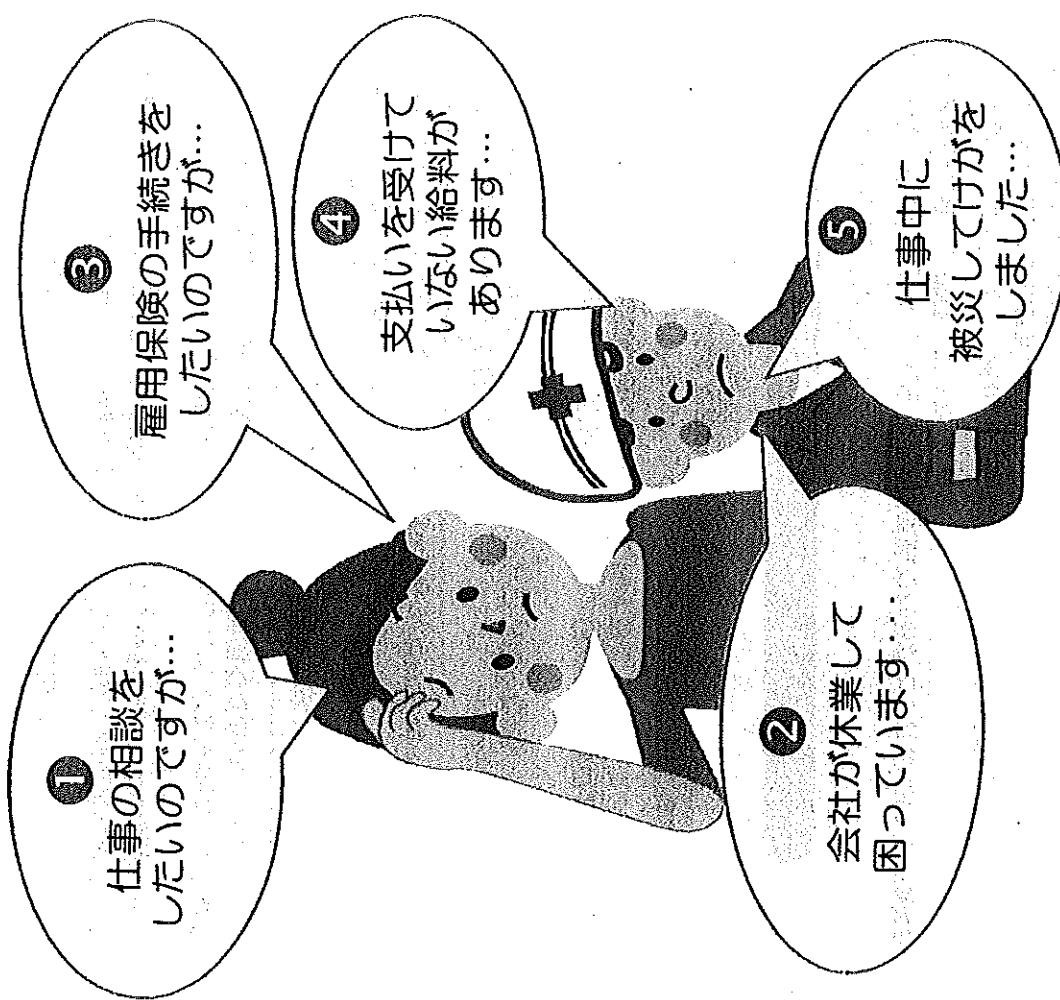
(2) 障害のある方が雇用に関する相談をする場合

長野障害者職業センターに、障害のある方への特別相談窓口を設置し、
さまざまなお相談・不安にお応えしています。

*詳しくは、葛城・障害者雇用支援機構ホームページ
(<http://www.ideal.or.jp/information/info110404-01.html>)をご覧ください。

◆雇用・労働関係の支援について、詳しくは、
長野労働局、最寄りの労働基準監督署、ハローワーク（公共職業安定所）まで。
何でもお気軽にご相談ください。

厚生労働省トップページ (<http://www.mhlw.go.jp>) から、「東日本大震災関連情報」
厚生労働省からのお知らせ」→「雇用・労働関係」とお進みください。



(電話番号)	
■長野労働局企画室	026-2223-0551
■雇用均等室	026-227-0125
■長野労働基準監督署	026-223-6310
■松本労働基準監督署	0263-48-5693
■岡谷労働基準監督署	0266-22-3454
■上田労働基準監督署	0268-22-0338
■飯田労働基準監督署	0265-22-2635
■中野労働基準監督署	0269-22-2105
■小諸労働基準監督署	0267-22-1760
■伊那労働基準監督署	0265-72-6181
■大町労働基準監督署	0261-22-2001
■長野産業保健推進センター	026-225-8533
■長野障害者職業センター	026-227-9774
(電話番号)	026-228-1300
■ハローワーク長野	0263-27-0111
■ハローワーク松本	0268-23-8609
■ハローワーク上田	0265-24-8609
■ハローワーク飯田	0265-73-8609
■ハローワーク伊那	026-293-8609
■ハローワーク飯山	0269-62-8609
■ハローワーク木曾福島	0264-22-2233
■ハローワーク佐久	0267-62-8609
■ハローワーク小諸出張所	0267-23-8609
■ハローワーク大町	0261-22-0340
■ハローワーク須坂	026-248-8609
■ハローワーク飯能	0266-58-8609
■ハローワーク岡谷出張所	0266-23-8609

- 最寄りの労働基準監督署にご相談ください。
- 最寄りのハローワークにご相談ください。

① 仕事の相談をしたいのですが…

ハローワークや労働基準監督署にお越しください。

ハローワークの「特別相談窓口」が、仕事のご相談にお応えします。被災前の住居地以外での就職や社宅・寮付きの仕事を希望される方の相談にも応じています。
ハローワークの紹介で遠隔地の事業所に面接に行く場合や就職する場合には、旅費や転居費が出る制度があります。ご利用ください。

全国のハローワークでは、被災者の方々を対象とした求人や、社宅・寮付きの求人の確保に取り組んでいます。こうした求人は、ハローワークの窓口のほか「ハローワークオンラインネットサービス」
(<https://www.hellowork.gov.jp>) でもご覧いただけます。

また、就職に必要な職業訓練が無料で受けられ、訓練期間中の生活支援としての給付が支給される制度があります。ご利用ください。

長野労働局や労働基準監督署に開設された「特別相談窓口」が、労働条件、安全衛生、労災補償などに関するご相談にお応えします。
産前・産後休業や育児休業をめぐるトラブルなどについても、長野労働局雇用均等室までご相談ください。

② 会社が休業して困っています…

失業給付を受けました。

事業や雇用の見通し、賃金・手当が支払われるかどうかについて、事業主とよく話し合い、確認してください。
震災で事業が停止し、給料が支払われない場合には、離職していないくても失業給付が受けられます。災害により事業所が休業し、事業再開後の再雇用を前提に一時的に離職した場合でも、失業給付を受けられます。

※失業給付の給付日数は現行制度でも原則60日分延長して支給していますが、今回これに加えて、さらに60日分を延長します。

③ 雇用保険(失業給付)の手続きをしたいのですが…

お近くのハローワークにお越しください。

ハローワークの受給手続きは、お住まいの地域のハローワークで行っています。
ですが、遠くに避難して行けない場合には、他のハローワークでも手続きができます。

失業給付を受給中の方が、被災や避難などの理由で失業の認定日にハローワークに行けない場合は、電話でのご相談で認定日を変更できます。

④ 支払いを受けていない給付があります…

国が立替払いをする制度があります。

会社が倒産し、給料や退職金が支払われない場合には、国が会社に代わって、その一部を立替払いする制度が利用できます。被災地では、申請に必要な書類の簡略化などをを行い、迅速な処理を行っています。

⑤ 仕事中に被災して何かがきました…

労災保険による給付を受けられます。

仕事中や通勤中に、地震や津波により負傷・死亡した場合には、ご本人や遺族の方は労災保険による給付を受けられます。
※行方不明となつている方がいる場合、ご家族の申請があれば、震災後3か月で死亡推定し、遺族補償給付等を速やかに支給します。
労災診療や休業補償などの請求にあたって、事業主や病院などの証明が困難な場合は、証明がなくとも請求することができます。

※「Q&A」は、厚生労働省ホームページにも掲載しています。
トップページ「東日本大震災関連情報・厚生労働省からのお知らせ」> 「雇用・労働関係」> 個人の方 > 「労災保険給付」「労災保険Q&A」

⑥ 健康について相談をしたいのですが…

産業保健推進センターにご相談ください。
長野産業保健推進センターを含む健康問題についての電話相談にお応えします。
メンタルヘルスを含む健康問題についての電話相談にお応えします。